

建設リサイクル法等に関する全国一斉パトロール実施計画

1. 目 的

建設リサイクル法に基づき分別解体等及び再資源化等の適正な実施を確保するために、全国一斉パトロールを実施する。

2. 実施方針

全国一斉パトロールは、建設リサイクル法に係る分別解体等を所管する県土マネジメント部（技術管理課、各土木事務所）及び特定行政庁が、廃棄物処理法等を所管する環境森林部並びに石綿障害予防規則等を所管する労働基準監督署（以下「関係機関等」という。）と、連携して行うことを基本とする。

特に、アスベストについては、適正な事前措置、コンクリート等との分別解体が確実に実施されているかについて、現地で十分に点検するものとし、また、解体作業や運搬（処理）方法等が適切かなど、可能な範囲において廃棄物処理法等の関係法令も確認し、違反が発見された場合は、関係機関等と連携し適切に対応する。

3. 実施体制

（1）全国一斉パトロール実施期間

令和8年10月19日（月）～ 令和8年10月23日（金）

下表のとおり可能な範囲において、関係機関等と合同でパトロールを実施することとする。

月 日	区 域	関係機関等との連携	備 考
10月20日（火） 集合 9:45 (高田土木事務所 4F 大会議室) パトロール 10:00～16:00 予定	高田土木事務所 及び 五條土木事務所 各管内	労働基準監督署 水・大気環境課 廃棄物対策課 保健環境研究センター	奈良県解体工事 業協会と連携
10月22日（木） 集合 9:45 (郡山総合庁舎： 1F 正面玄関) パトロール 10:00～16:00 予定	郡山土木事務所 及び 奈良土木事務所 各管内	同上	
10月23日（金） 集合 9:45 (橿原総合庁舎： 3F 建築課) パトロール 10:00～16:00 予定	中和土木事務所、 宇陀土木事務所 及び 吉野土木事務所 各管内	同上	

(2) 関係機関等との連携

労働基準監督署、廃棄物対策課、水・大気環境課、保健環境研究センターと、可能な範囲で連携して合同でパトロールを実施する。

(3) 関係団体との連携

奈良県解体工事業協会と連携して、建設リサイクル法に基づき分別解体等及び再資源化等の適正な実施について、現地において周知・啓発を実施する。

(4) 特定行政庁との連携

奈良市、橿原市、生駒市においても、パトロール強化期間（10月中）に全国一斉パトロールを実施するよう周知する。

4. 全国一斉パトロール実施対象建設工事等

(1) 対象建設工事の抽出

建設リサイクル法第9条第1項に規定する対象（以下①～④）からパトロール日程、時間等を勘案しパトロール実施対象建設工事を抽出し、別添様式により「建設リサイクル法に関する全国一斉パトロール実施箇所報告書」を作成し、事前に環境森林部に情報共有を行う。

- ① 解体建築物の延面積が 80 m²以上のもの
- ② 新築又は増築工事（増築部分）の延面積の合計が 500 m²以上のもの
- ③ 上記②以外の建築物に係る修繕、模様替え等の工事で請負代金額が、1 億円以上のもの
- ④ 建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等で、その請負代金額が 500 万円以上のもの

(2) アスベストへの取り組み

上記（1）対象建設工事におけるアスベスト含有建材については、適正な事前の措置が行われたうえで分別解体等が確実に実施され、またコンクリート等への混入防止のため、建設資材廃棄物がその種類ごとに分別されているか等の確認を行うとともに、可能な範囲において関係法令についての適正性を確認する。

5. 全国一斉パトロールの実施方法

対象建設工事において、下記事項を重点的に確認し「建設リサイクル現地検査書」を作成するものとする。また、再生砕石へのアスベスト混入防止の観点から、アスベストについては、可能な限り下記＜チェックポイントの例＞に従って他法令（廃棄物処理法、大気汚染防止法等）についても、適正性を確認するものとする。

建設工事重点確認事項

- ・建設リサイクル法第10条（11条）の規定に基づく届出（通知）内容との整合
- ・建設業許可標識、解体工事業者登録票の掲示及び届出済みシール等の貼付
- ・施工手順、分別解体の実施状況及び技術管理者の配置
- ・アスベストの事前措置、分別解体、分別保管
- ・騒音・粉塵の飛散防止に対する措置（散水、仮囲い等）
- ・外部足場や養生シート等の外部仮設物の安全対策
- ・令和5年1月1日以降請負契約を締結した工事について、再生資源利用（促進）計画書の作成対象^(※)件数及び現場掲示があった件数を報告

※計画の作成を要する一定規模以上の工事
《再生資源利用促進計画（建設副産物を搬出する際の計画）》

計画を作成しなければならない工事	計画に定める内容
次のような指定副産物を搬出する工事	1. 指定副産物の種類ごとの搬出量
1. 土砂 500m ³ 以上 (改正前は1,000m ³)	2. 指定副産物の種類ごとの再資源化施設又は他の工事現場等への搬出量
2. Co塊 As塊 建設発生木材 } 合計200t 以上	3. その他、建設副産物に係る再生資源の利用の促進に関する事項

《再生資源利用計画（再生資材を利用する際の計画）》

計画を作成しなければならない工事	計画に定める内容
次のような建設資材を搬入する工事	1. 建設資材ごとの利用量
1. 土砂 500m ³ 以上 (改正前は1,000m ³)	2. 利用量のうち再生資源の種類ごとの利用量
2. 砕石 500t 以上	3. その他、再生資源の利用に関する事項
3. 加熱アスファルト混合物 200t 以上	


国土交通省
 不動産・建設経済局 建設業課 (Tel: 03-5253-8111)

(令和4年9月時点)

＜チェックポイントの例＞

(環境森林部)

- ・再資源化先の施設の適切性（廃棄物処理法、建設リサイクル法）
- ・現場担当者に建設リサイクル法第 18 条に基づき作成する「特定建設資材廃棄物の再資源化報告」を工事完了後に提出するよう依頼し、提出があったものについて内容を確認する。
- ・石綿の処理方法、マニフェストの適切な運用、運搬車両等の適切性（廃棄物処理法）
- ・第一種特定製品の有無、元請業者による第一種特定製品の有無の事前確認及び廃棄等実施者への書面交付・説明、廃棄等実施者のフロン類引渡義務の履行(フロン排出抑制法)
- ・粉じん等の対策の適切性（大気汚染防止法、条例等）
- ・建築物石綿含有建材調査者等による石綿の事前調査の実施、事前調査結果の掲示、調査結果記録の備え付け、作業方法等の掲示、特定粉じん排出等作業の届出等（大気汚染防止法）
- ・残存物品の確認として、特定家庭用機器（エアコン^{※1}、テレビ（ブラウン管式、液晶式・プラズマ式、有機 EL 式（電源として一次電池又は蓄電池を使用しないものに限り、建築物に組み込むことができるように設計したものを除く。））、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機）の搬出状況を確認する。また、残置されていることが確認された場合には、処理を行うことを予定している者や当該機器の保管状況について確認する（建築物の所有者等が残置した家電などの残置物について、その処理責任は当該建築物の所有者等の排出者にある。このため、特定家庭用機器が廃棄物又は有害使用済機器となったものについては、工事着手前に排出者が廃棄物処理法、家電リサイクル法に基づき、適正に処理する必要がある。また、当該機器の保管場所の要件を満たしているか、保管の場所から廃棄物が飛散・流出等しないような措置がされているか、保管の場所にはねずみが生息し、蚊及びばい息その他の害虫が発生しないようにしている等を確認する必要がある。なお、廃棄物処理法に基づき処理する場合は、エアコン等に含まれているフロン等については、廃棄物処理法の処理基準に従い、発散させないよう適切に回収する必要がある^{※2}。例えば、建物の解体と同時にエアコンを破壊し、フロンを大気中に放出させるようなことがあってはならない。）。

※1 事業所において使用されている家庭用エアコンも対象。

※2 参考：<https://www.env.go.jp/recycle/kaden/hoho.html>（環境省ホームページ）

<http://www.env.go.jp/hourei/add/k071.pdf>（環境省ホームページ）

- ・太陽電池モジュールが設置された建築物の撤去工事の適切性（太陽光発電設備のリサイクル等の推進に向けたガイドライン（第三版））

（労働基準監督署）

- ・有資格者による石綿の事前調査の実施及びその結果の記録と掲示、作業計画及び作業の実施状況の記録、労基署への事前調査結果の報告及び計画等の届出（石綿障害予防規則等）
- ・防じんマスクの着用及びその周知、労働者等の保護具の管理（石綿障害予防規則）
- ・湿潤化・除じん性能を有する電動工具の使用、隔離等（石綿障害予防規則）
- ・石綿作業主任者の選任、労働者に対する特別教育の実施（石綿障害予防規則）
- ・足場等の安全確認等（労働安全衛生規則等）

石綿の作業の届出を要しない解体現場において、法定事項の遵守状況に特に留意するとともに、作業方法の適切性（手ばらし等）についても確認すること

6. 現地指導

上記「建設工事重点確認事項」が確認できない場合は、必要に応じて「工事の一時中止」を求めるなど、分別解体等が適切に行われるよう措置する。また、必要に応じて関係機関等に通報するなど、連携して対応する。

7. 全国一斉パトロールの記録

パトロールを行った対象建設工事について「建設リサイクル現地検査書」及び「パトロールチェックシート」に必要事項を記録するものとする。

8. 集計・報告

パトロール結果は、「実施結果報告」（別添様式）を各土木事務所、各特定行政庁毎に集計し、県（技術管理課）へ令和8年10月30日（金）までに報告する。

県は、報告（特定行政庁を含む）を取りまとめ、令和8年11月6日（金）までに、国に報告する。

9. その他

（1）周知・啓発

- ・奈良県解体工事業協会と連携して、解体現場等において、工事請負業者等に対して建設リサイクル法に基づき分別解体等及び再資源化等の適正な実施を周知・啓発する。
- ・建築関係団体（建設業協会、建築士会、建築士事務所協会及び建築組合）に対して、文書で法に基づき分別解体等及び再資源化等の適正な実施に係る周知・啓発を依頼する。

（2）携帯品

- ・「立入検査証明書」（現地立入に際しては、提示すること。）
- ・建設リサイクル法第10条（11条）に基づく届出書（通知書）
- ・ヘルメット（解体現場においては、必ず着用すること。）
- ・カメラ（必要に応じて、分別解体の状況等、パトロールの状況を撮影し記録する。）
- ・「建設リサイクル現地検査書」「パトロールチェックシート」

建設リサイクル現地検査書

パトロール日時	令和 年 月 日 時 分 ～ 時 分				
パトロール場所	土木事務所管内				
検査員職氏名					
現場対応者氏名					
届出書の内容の確認（*届出書の内容と同じ場合は記載不要）					
発注者等					
工事の概要					
元請業者及び建設業・解体工事業許可番号等	住所・氏名				
	建設業許可番号、解体工事業許可番号				
	技術管理者氏名		保有資格		
工 期	令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日				
標識等の有無	標識の有無 ・有 ・無 シールの有無 ・有 ・無				
分別解体等の適否等		指導事項			
仮設工事	・適 ・否				
分別解体等のスペース	・適 ・否				
残存物品	・適 ・否				
解体の工程	・適 ・否				
解体の方法（粉塵・騒音防止含む）	・適 ・否				
搬出経路の確保	・適 ・否				
吹付石綿等の事前措置状況	・適 ・否				
石膏ボード、断熱材の分別	・適 ・否				
石綿含有建材の分別	・適 ・否				
産業廃棄物の搬出（運搬業者：		許可番号：			
規定の表示がある		・適 ・否			
分別された状態で搬出		・適 ・否			
その他（上記以外の指導事項等記載）					

パトロールチェックシート

該当欄にチェック	チェック項目	適否	メモ
	届出がなされているか	☐ Yes ☐ No →指導	
	標識が掲示されているか	☐ Yes ☐ No →指導	☐ 建設業法 ☐ 建設リサイクル法
	作業場所及び搬出経路を確保して当該工事を施工しているか	☐ 充分 ☐ 不充分 →指導 ☐ その他 ()	
	残存物品の有無	☐ なし ☐ あり →指導	家電リサイクル法等による処理
	分別解体等の計画に従って当該工事を施工しているか	☐ 充分 ☐ 不十分 →指導 ☐ その他 ()	
☐	解体工事の施工段階 未着工		
☐	建築付帯設備・内装材 (※) の先行取り外し ☐ 充分 ☐ 不充分 ☐ その他	内装材の取り外しは手作業で行っているか ☐ 充分 ☐ 不充分 ☐ その他	
☐	屋根ふき材 (※) の分別・取り外し ☐ 充分 ☐ 不充分 ☐ その他		
☐	外装材 (※)、柱、はりなどの構造部材の分別解体 ☐ 充分 ☐ 不充分 ☐ その他	仮設物等の安全対策が適切か ☐ 適切 ☐ 不適切 ☐ その他	
☐	基礎および基礎ぐいの取り壊し ☐ 充分 ☐ 不充分 ☐ その他		
☐	整地 ☐ 充分 ☐ 不充分 ☐ その他	→不充分であれば指導	
	付着物 (※) の除去	☐ 充分 ☐ 不充分 →指導	
	特定建設資材廃棄物がその種類ごとに分別されており、混合した状態で排出されようとしていないか	☐ 充分 ☐ 不充分 →指導 ☐ その他 ()	① 建築付帯設備 : ☐ 充分 ☐ 不充分 () ② 屋根材 : ☐ 充分 ☐ 不充分 () ③ 柱、梁の構造材 : ☐ 充分 ☐ 不充分 () ④ コンクリート塊 : ☐ 充分 ☐ 不充分 ()

(※) 石綿等が使用されている可能性あり

➤ 不充分と判断した事例について、事例集を作成し情報共有するため、写真の提供をお願いいたします。